

議案第37号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の 制定について

- 1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の一部の施行に伴う改正について
- 2 賦課限度額及び軽減判定所得の変更について

令和8年3月16日
健康福祉部保険年金課

1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の一部の施行に伴う改正

(1)改正理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の一部施行により、令和8年4月1日から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとされることに伴い、国民健康保険法施行令の一部が改正された。

については、本市の国民健康保険についても同様の措置を講ずるため、大津市国民健康保険条例の一部を改正する。

(2)改正内容

保険料の賦課額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加する。子ども・子育て支援納付金賦課額は、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。なお、18歳以下の被保険者均等割額は全額軽減措置を講ずる。

1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号) の一部の施行に伴う改正

(3)影響世帯数見込み

世帯数：全世帯(約40,000世帯)

保険料：約176,536千円(県への算定納付金)

(4)施行期日

令和8年4月1日

1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の一部の施行に伴う改正

令和7年3月13日 全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議 資料

子ども・子育て支援納付金の按分(イメージ)

※数字はR10年度の見込み

支援納付金の総額
(充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費(※) の計 1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合(公務員)の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢医療制度
とそれ以外

後期高齢者
【8.3%】 ※R10見込み。
R8・9は8%(法定)

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度

(現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり)

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

2,500万人

国保
【23%】

7,400万人

被用者保険
【68%】

3,000億円程度

(現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり)

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に応じて按分。

総報酬により按分

1-1 医療保険加入者一人当たり平均月額について

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

1-2 支援金の使途について

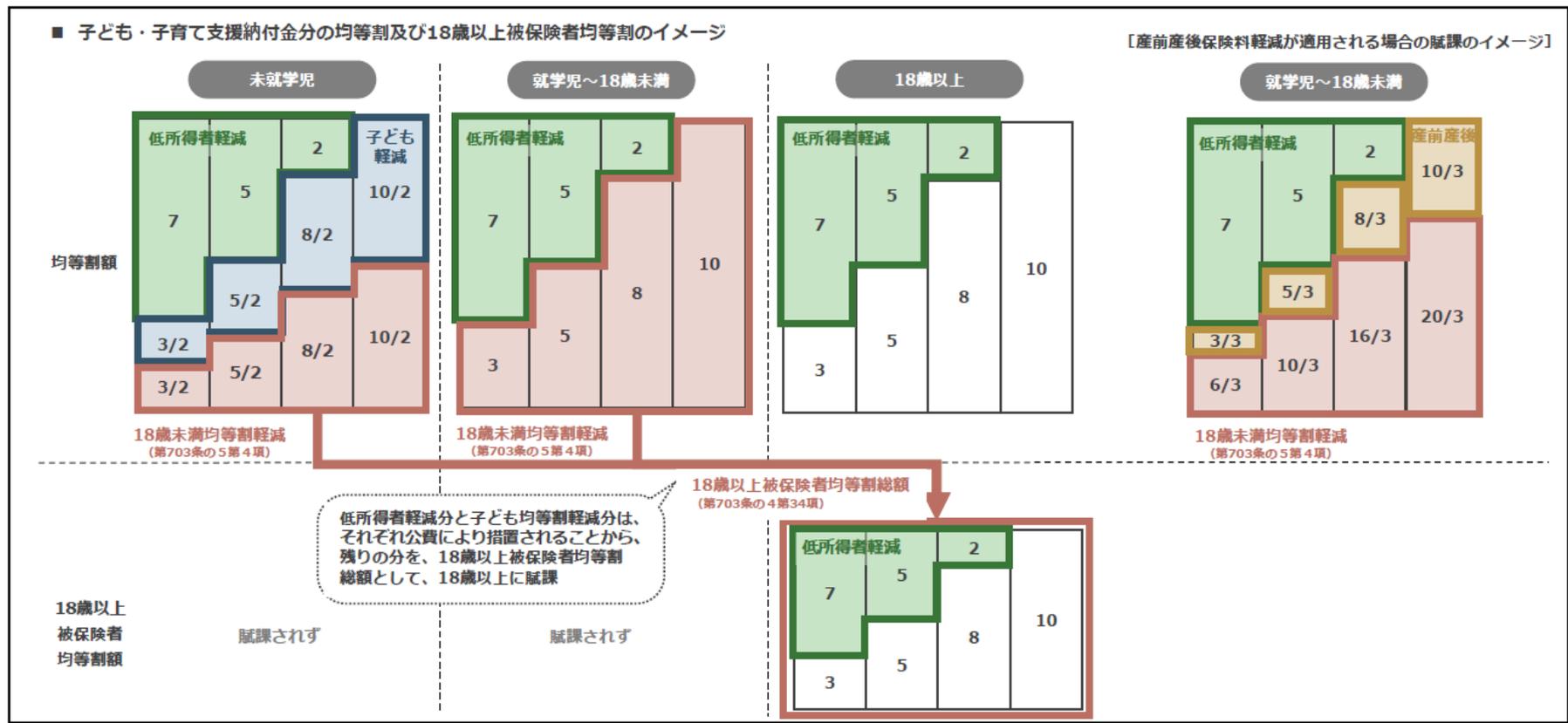
- **児童手当の抜本的な拡充**
所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は3万円に増額(令和6年10月から)
- **妊婦のための支援給付(出産・子育て応援交付金)**
妊娠・出産時に10万円の経済支援(令和7年4月から)
- **乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)**
月一定時間までの枠内で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みの創設(令和8年4月から)
- **出生後休業支援給付(育休給付率の手取り10割相当の実現)**
子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大28日間手取り10割相当となるよう給付の創設(令和7年4月から)
- **育児時短就業給付(育児期の時短勤務の支援)**
2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給(令和7年4月から)
- **国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置**
自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除(令和8年10月から)

1-3 18歳以上被保険者均等割額について

[18歳以上被保険者均等割総額] = [18歳未満被保険者均等割減額相当額の総額]

※均等割：被保険者全員にかかる定額保険料

$$= \left[\begin{array}{l} \text{未就学児に係る分} \\ \text{均等割相当額の合算額} - \text{低所得者軽減額の合算額} - \text{子ども均等割軽減額の合算額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{就学児～18歳未満に係る分} \\ \text{均等割相当額の合算額} - \text{低所得者軽減額の合算額} \end{array} \right]$$



2 賦課限度額及び軽減判定所得の変更

(1)改正理由

「令和8年度税制改正の大綱」(令和7年12月26日閣議決定)において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することが決定した。これに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令の一部が改正された。

については、本市の国民健康保険についても同様の措置を講ずるため、大津市国民健康保険条例の一部を改正する。

(2)改正内容

1 賦課限度額の変更

基礎賦課分に係る賦課限度額を引き上げる。

2 軽減判定所得の変更

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を引き上げる。

(3)施行期日

令和8年4月1日

2 賦課限度額及び軽減判定所得の変更

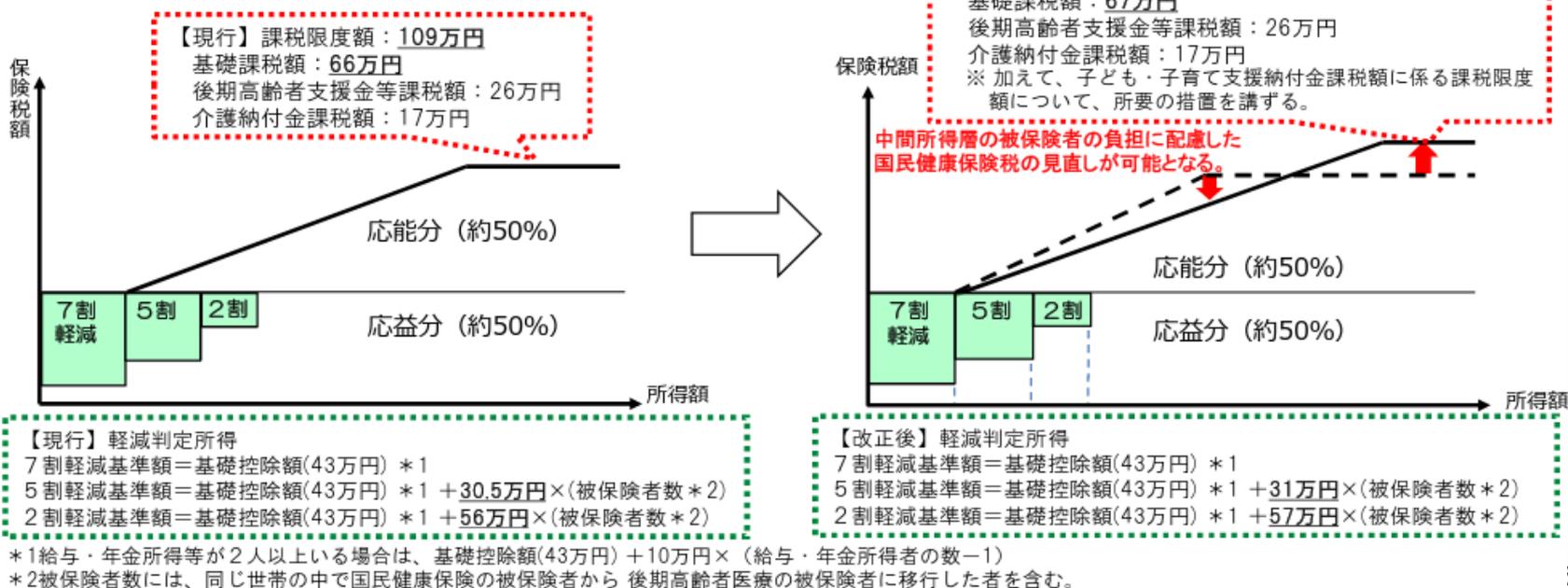
1 大綱の概要

I 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を67万円（現行：66万円）に引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、令和8年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずる。

II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を31万円（現行：30.5万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を57万円（現行：56万円）に引き上げる。

2 制度の内容



2-1 賦課限度額の変更について

(1)改正内容

基礎賦課分に係る賦課限度額について、現行の66万円から1万円引き上げ、**67万円**とする。

	現行	改正後
基礎分	66万円	67万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	109万円	110万円

(2)影響世帯数見込み【基礎分】(令和8年1月時点)

世帯数：約550世帯

保険料収入：約5,300千円増

(3)賦課限度額の改正経過

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎分	65万円	66万円	67万円
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円	17万円
合計	106万円	109万円	110万円

2-2 軽減判定所得の変更について

(1)改正内容

5割軽減の基準については、世帯における被保険者数に乘じる金額を30万5千円から**31万円**に、2割軽減の基準については、世帯における被保険者数に乘じる金額を56万円から**57万円**に引き上げる。

【5割軽減の見直し】

(改正前)基準額 = 43万円 + 30.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(改正後)基準額 = 43万円 + **31万円** × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

【2割軽減の見直し】

(改正前)基準額 = 43万円 + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(改正後)基準額 = 43万円 + **57万円** × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(2)影響世帯数見込み(令和8年1月時点)

世帯数 : 約148世帯

保険料収入 : 約5,400千円減

2-2 軽減判定所得の変更について

(3) 所得判定基準額の改正経過

【2割軽減】

令和6年度	$43\text{万円} + 54.5\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
令和7年度	$43\text{万円} + 56\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
令和8年度	$43\text{万円} + 57\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

【5割軽減】

令和6年度	$43\text{万円} + 29.5\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
令和7年度	$43\text{万円} + 30.5\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
令和8年度	$43\text{万円} + 31\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

【7割軽減】

令和6年度	$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
令和7年度	変更なし
令和8年度	変更なし

2-2 軽減判定所得の変更について

(4) 所得判定基準額による軽減実績

		2割軽減	5割軽減	7割軽減	合計
令和4年度	金額	91,301千円	257,794千円	672,904千円	1,021,999千円
	世帯数	5,136世帯	5,724世帯	12,992世帯	23,852世帯
令和5年度	金額	85,847千円	251,185千円	652,568千円	989,600千円
	世帯数	4,899世帯	5,659世帯	12,562世帯	23,120世帯
令和6年度	金額	58,843千円	169,652千円	439,695千円	668,190千円
	世帯数	4,623世帯	5,274世帯	12,049世帯	21,946世帯